

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	生化学工業株式会社			コード	4548
提出日	2020/5/27	異動（予定）日	2020/6/19		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案を付議するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	片山 英二	社外取締役	○													○		有
2	南木 みお	社外取締役	○													○		有
3	藤本 美枝	社外監査役	○													○		有
4	松尾 信吉	社外監査役	○													○		有
5	丸山 貴之	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		片山英二氏は、製薬企業での勤務経験により医薬品事業に精通しているとともに、弁護士として知的財産や事業再生を中心に渉外法務、会社法務全般の分野で活躍しているほか、企業経営に関する豊富な識見を有しており、中立的かつ客観的な立場から積極的助言・提言を行うことで、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から経営を適切に監督することができるものと判断し、社外取締役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
2		南木みお氏は、司法分野において長年培った豊富な経験のほか、企業法務にも深い識見を有しており、中立的かつ客観的な立場から積極的助言・提言を行うことで、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から経営を適切に監督することができるものと判断し、社外取締役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
3		藤本美枝氏は、弁護士として労働関連法規を中心とした企業法務に精通しているほか、企業経営に関する豊富な識見を有しており、その知識と経験に基づく専門的な立場から経営の監督の役割を十分に果たしてきました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務の執行を適切に監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
4		松尾信吉氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しているとともに、企業経営に関する豊富な識見を有しており、その知識と経験に基づく専門的な立場から経営の監督の役割を十分に果たしてきました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務の執行を適切に監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
5		丸山貴之氏は、弁護士として企業再編、事業再生、国際契約を中心とした企業法務に精通しているほか、企業経営に関する豊富な識見を有しており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務の執行を適切に監督することができるものと判断し、社外監査役に選任いたします。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。